

告 示

埼玉県告示第六百十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和八年埼玉県告示第五百七十号（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和八年九月九日（水）十時から十一時三十分まで

上尾、桶川、伊奈衛生組合 議場

イ 令和八年九月九日（水）十三時三十分から十五時まで

蓮田市総合文化会館 ハストピア ギャラリー

ウ 令和八年九月十日（木）十時から十一時三十分まで

伊奈町役場 三階 第三会議室

エ 令和八年九月十日（木）十三時三十分から十五時まで

上尾市役所 行政棟五階 五〇一会議室

三 都市計画決定権者の名称

伊奈町

四 中止の理由

公述の申出がなかったため